

豊田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書（行う業務の手順を記載すること。）
 - (2) 定款
 - (3) 登記事項証明書
 - (4) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
 - (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面
 - (6) 前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (8) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績及び豊田市と共同で事業を行った活動実績を記載した書面
 - (9) 申請者が支援法人として行おうとする法第24条各号に掲げる業務を行う体制（空家等の管理又は活用に関する資格の保有状況等、専門性を有することを示すものを含む。）を記載した書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (支援法人の指定)

第3条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第25条第3項又は第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - エ 暴力団員等及び暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (5) 申請者が、業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
 - (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
 - (7) 豊田市と共同で事業を行った実績のある者のうち、支援法人としての業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者
 - (8) 申請者が、必要な人員を配置し、及び個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。また、法第24条各号に規定する業務を行うに足る専門性を有する体制であること。
 - (9) 業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らさないこと。支援法人の指定期間の満了後又は指定の取消し後においても同様とする。
- 2 法第23条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して2年とする。
 - 3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、その旨を空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
（名称等の変更）
- 第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。
- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更しようとする業務の内容が第3条第1項第6号を満たすと認めるときは、支援法人に業務変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。
（業務の廃止）
- 第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式

第6号)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号及び所在地並びに業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、事業年度開始前において、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(指定の取消し)

第7条 市長は、支援法人が法第25条第3項に規定する場合のほか、第3条第1項第1号、第3号から第6号まで、第8号若しくは第9号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、法第25条第3項又は前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第7号)により当該支援法人に通知するとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号及び所在地並びに法第23条第1項の規定による指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。